

京都市選挙管理委員会告示第15号

令和6年7月7日執行の京都市議会議員中京区選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者に限る。）に対して支給することができる報酬の額は、次のとおりです。

令和6年6月28日

京都市選挙管理委員会

委員長 山岸 吉和

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円以内
 - (5) 弁当料 1食につき1,000円以内、1日につき3,000円以内
 - (6) 茶菓料 1日につき500円以内
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 10,000円以内
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 1の(1)、(2)及び(3)に掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円以内
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員）1人に対して支給することができる報酬の額

1日につき10,000円以内

- 5 選挙運動に従事する者（専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者）1人に対して支給することができる報酬の額

1日につき15,000円以内

(選挙管理委員会事務局)